

平成 28 年度大野城市迷惑行為防止 アクションプラン年次報告書



落書き



違反ごみ



無責任餌やり



違反駐輪



不法投棄



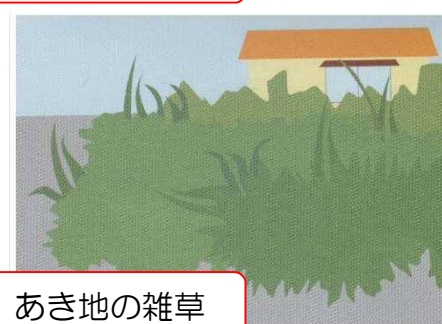
深夜の大声



はみ出し樹木



危険迷惑運転



あき地の雑草



危険自転車



屋外焼却



フンの放置



ポイ捨て

平成 29 年 8 月

目 次

I. 年次報告書概要

- 1. 趣旨 1
- 2. 構成 1

II. 平成 28 年度の取り組みについて（報告）

- 1. 平成 28 年度重点的施策の取り組み
 - ◆迷惑行為① たばこの吸殻、ごみ、空き缶等をみだりに捨てる 3
 - ◆迷惑行為⑤ 塀や公衆トイレの壁等に落書きをする 4
 - ◆迷惑行為⑥ ごみの持ち出しについて定められている事項に従わず
これを排出する 5
 - ◆迷惑行為⑫ 家庭のごみやせん定枝等を屋外で焼却する 6
- 2. 迷惑行為防止アクションプランの進捗状況（平成 29 年 3 月末） 7

報告

I. 迷惑行為防止アクションプラン年次報告書概要

1. 趣旨

「大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」に定めた13項目（別表参照）の迷惑行為をなくすため、大野城市迷惑行為防止基本計画に基づき、平成26年度から30年度までの5年間で取り組む「迷惑行為防止アクションプラン」を平成26年11月に策定しました。

「迷惑行為防止アクションプラン」は、それぞれの施策に指標を設け、毎年その指標を基に効果の検証を行いながら、状況に応じ見直しを行っていきます。

また、13項目の迷惑行為に優先順位をつけ、アクションプランの中から「平成28年度重点的に取り組む施策」を決定しました。これについてもそれぞれに指標を設け、年度末に効果を検証します。

このような、迷惑行為防止に関する取り組みについて進捗状況を毎年とりまとめ、大野城市迷惑行為防止推進協議会に諮り、PDCAサイクル（別図参照）により、次年度以降の取り組みの見直しにつなげていきます。

2. 構成

本報告では、13項目の迷惑行為のうち4項目について「平成28年度重点的に取り組む施策」を掲げ、施策及び進捗状況を報告として記載しています。

また、「迷惑行為防止アクションプラン」は、大野城市迷惑行為防止基本計画に掲げた「施策の4つの方向性（市民意識の高揚、コミュニティ活動の活発化、迷惑行為防止の仕組みづくり、迷惑行為防止の環境整備）」ごとに分け、具体的な施策や指標について平成28年度末の進捗状況を記載しています。

なお、指標の達成状況を、「○」、「△」、「×」、「—」で表すこととし、評価の基準については下記のとおりとしています。

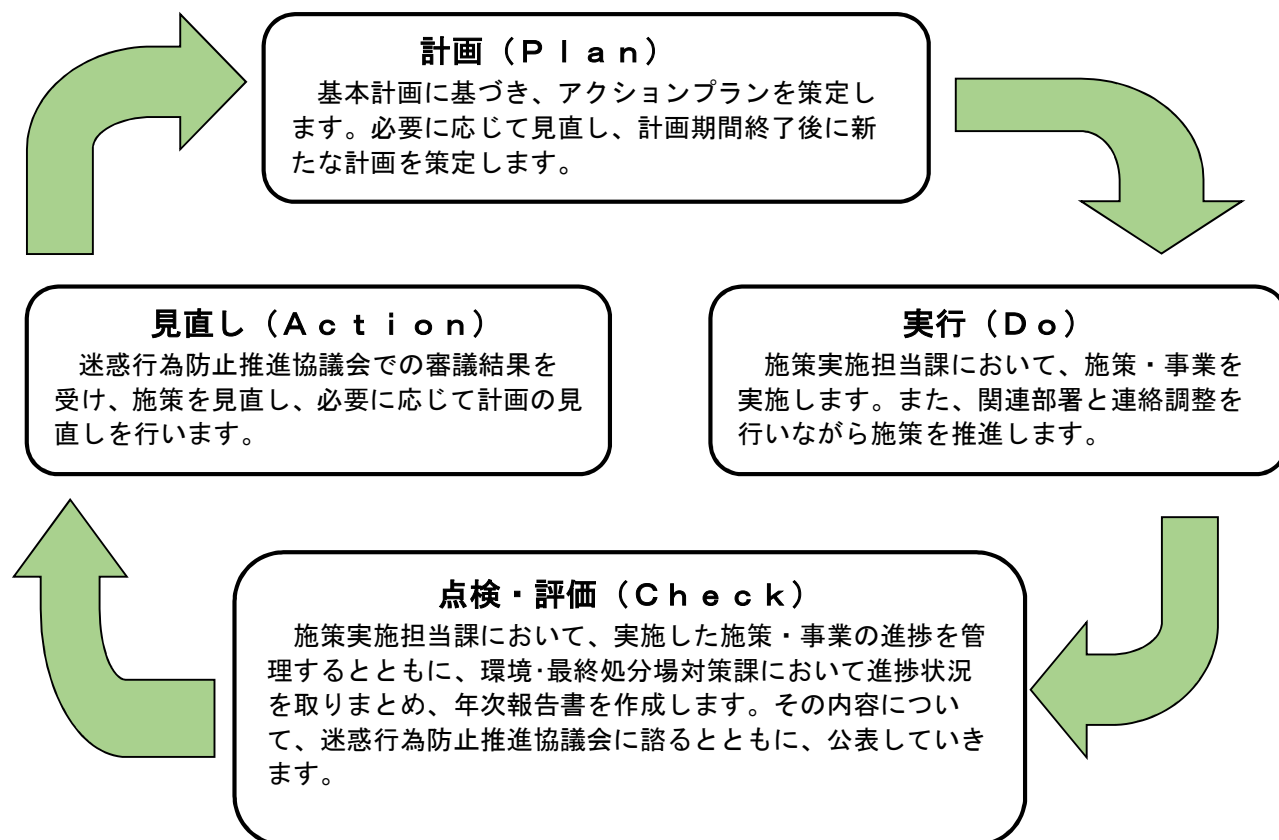
○	目標を達成しているもの
△	状況が変わらないものまたは指標の見直しが必要なもの
×	基準値よりも状況が悪化しているもの
—	実施しておらず、検証が不可能であったもの

別表

迷惑行為13項目

- ①たばこの吸殻、ごみ、空き缶等をみだりに捨てる。
- ②飼い犬や飼い猫のふんを放置する。
- ③自転車運転者が周囲に危険を及ぼすおそれのある運転をする。
- ④通行の支障となる場所に自転車を駐輪する。
- ⑤塀や公衆トイレの壁等に落書きをする。
- ⑥ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずにこれを排出する。
- ⑦あき地に雑草等を繁茂させ、かつ、放置している。
- ⑧深夜に大声で騒ぐ。
- ⑨生垣や樹木が道路にはみ出し、通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する。
- ⑩飼い主のいない動物に無責任に餌を与える。
- ⑪テレビや家具等を不法投棄する。
- ⑫家庭のごみやせん定枝等を屋外で焼却する。
- ⑬自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音により周囲の生活環境を害す。

別図 PDCAサイクル（基本計画から抜粋）



Ⅱ. 平成 28 年度の取り組みについて（報告）

1. 平成28年度重点的施策の取り組み

◆ 迷惑行為① たばこの吸殻、ごみ、空き缶等をみだりに捨てる

【担当課：環境・最終処分場対策課】

・ 施策

市の各種イベントにおいて、まちぴか市民運動のPR活動を年2回以上行い、御笠川・牛頸川・平野川フェスタと同時に統一行動を開催する。



御等川フェスタ 2016の様子

・施策の進捗状況

大文字まつり、(公財)おおのじょう緑のトラスト協会の周年事業、御笠川・牛頸川・平野川フェスタの計3回、PR活動を行った。まちぴか市民運動の統一行動については、未実施であり、平成29年度の開催に向けて、フェスタ実行委員会等と調整する。

平成28年度のまちぴか市民運動登録者数は1,299名で多数の事業所の登録があった。また、フェスタ参加者に活動に対する満足度アンケートを集計した結果、「よかった」「とてもよかった」と回答した参加者は、全体で92.6%になった。

迷惑行為	担当課	活動指標	進捗状況 平成29年3月末時点	達成	成果指標	進捗状況 平成29年3月末時点	達成
①たばこの吸殻、ごみ、空き缶等をみだりに捨てる。	環境・最終処分場対策課	市の各種イベントにおいてまちびかPRを年2回以上行い、御笠川・牛頸川・平野川フェスタと同時に統一行動を行う。	まちびか市民運動のPRを3回行った。(大文字まつり、トラスト周年事業、御笠川フェスタ) まちびか統一行動については、未実施である。平成29年度の開催に向けてフェスタ実行委員会等と調整する。	△	まちびか市民運動登録者・・・150人 フェスタ参加者:アンケートで「よかった」「とてもよかった」が全体の75%以上	【登録人数】 ・平成27年度: 647名 ・平成28年度:1,299名 【フェスタ参加者満足度アンケート】 ・平成27年度:87.0% ・平成28年度:92.6%	○

平成28年							平成29年				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◎おおの山城大文字まつりでPR											
← ◎事業所等への参加促進 (優良事業所等へ訪問)				→ ◎御笠川・牛頸川・平野川フェスタ & まちびか統一行動とPR							
← ◎既に清掃活動中の個人・団体等の 把握及びまちびか登録依頼							→				
←				◎関係事業会議							

◆迷惑行為⑤ 塀や公衆トイレの壁等に落書きをする

【担当課：安全安心課・公園街路課】

・施策

広報に落書き防止に関する記事の掲載を行い、マナーアップに努める。また、落書きの抑止となるよう、月に1回以上巡回パトロールを行う。また、少年相談員に対する研修を実施する。



・施策の進捗状況

6月15日号広報に迷惑行為と併せて記事を掲載し、月に1回以上の巡回パトロールを実施し、落書きの防止に努めた。

また、市少年相談員に対して、7月に春日警察署員による研修と、飯塚市役所少年相談センターでの視察研修をそれぞれ1回実施し、少年相談員による少年への声かけ・指導方法等の更なる習熟に取り組んだ。

迷惑行為	担当課	活動指標	進捗状況 平成29年3月末時点	達成	成果指標	進捗状況 平成29年3月末時点	達成
⑤塀や公衆トイレの壁等に落書きをする	安全安心課 公園街路課	年に1回以上広報掲載を行い、月に1回以上巡回パトロールを行う。また、少年相談員に対する研修を2回実施する。	6月15日号広報の迷惑行為の記事に併せて掲載を行い、月に1回以上の巡回パトロールを実施した。市少年相談員に対し、7月に春日警察署員による研修と、飯塚市役所少年相談センターでの視察研修をそれぞれ1回ずつ実施した。	○	落書きに関する苦情件数を増やさない。	【苦情件数】 ・平成27年度:1件 ・平成28年度:1件	○

平成28年									平成29年						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
←				◎広報・ホームページ掲載								→			
←				◎巡回パトロール								→			
		◎研修実施		↔								◎研修実施		↔	

◆迷惑行為⑥ ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずこれを排出する【担当課：環境・最終処分場対策課】

・ 施策

不燃ごみ収集ステーション等のパトロールを行い、ルールを守らないごみ出しの抑止を図る。

・ 施策の進捗状況

平日に1日1回市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションのパトロールを実施し、ルールを守らないごみ出しの抑止に取り組んだ。

また、マナーが守られていない不燃ごみ収集ステーションの述べ数は、平成27年度1,153件、平成28年度は1,226件となっている。

大野城市への転入者は年々増加傾向にあり、新規の集合住宅も増加している。また、集合住宅は住人の入れ替わりも多く、正しいごみの出し方を理解していない人が多いため、区や隣組等の地域と連携しながら、正しいごみの出し方の周知に努める。



ルールが守られていないごみには、袋に警告シールが貼られる。

迷惑行為	担当課	活動指標	進捗状況 平成29年3月末時点	達成	成果指標	進捗状況 平成29年3月末時点	達成
⑥ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずこれを排出する。	環境・最終処分場対策課	不燃ごみ収集ステーション等のパトロールを平日毎日1回行う。	平日に1日1回市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションのパトロールを実施した。	○	マナーが守られていない不燃ごみ収集ステーションの箇所数を対前年比10%減らす。 ※H26:1,101箇所(延べ)	【箇所数】 ・平成27年度:1,153件 ・平成28年度:1,226件	×

平成28年									平成29年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
←			◎広報・ホームページ掲載								
←			◎不燃ごみ収集ステーション等のパトロール								
←			◎出前講座開催								

◆迷惑行為⑫ 家庭のごみやせん定枝等を屋外で焼却する。

【担当課：環境・最終処分場対策課】

・施策

広報に啓発記事を掲載し、野外焼却禁止に関する啓発を行う。また、野外焼却に関する通報があった場合は、もれなく適切な指導や説明を行う。



簡易焼却炉を使った野外焼却

・施策の進捗状況

広報 11 月 15 日号及び 2 月 1 日号に記事を掲載した。また、野外焼却に関する苦情には、現地確認及び指導・説明を行い、適切に対応した。

野外焼却に関する苦情の件数について、平成 27 年度は 18 件、平成 28 年度は 30 件と増加している。

田畑の多い南地区での相談が多く発生した。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、農業に係る野外焼却は例外的に禁止されていないが、時間帯や風向きを考慮することや、回数をなるべく少なくすること等を依頼している。また、相談者に対しても、法の規制がないこと、互いの理解が必要であることを都度説明し、理解を得られるよう努めている。

迷惑行為	担当課	活動指標	進捗状況 平成29年3月末時点	達成	成果指標	進捗状況 平成29年3月末時点	達成
⑫家庭のごみやせん定枝等を屋外で焼却する。	環境・最終処分場対策課	広報に啓発記事を年2回以上掲載し、野外焼却に関する通報があった場合はもれなく適切な指導や説明を行う。	広報11月15日号及び2月1日号に記事を掲載し、野外焼却に関する苦情には、現地確認・指導など適切に対応した。	○	野外焼却に関する指導件数を前年度より減らす。	【指導件数】 ・平成27年度:18件 ・平成28年度:30件	×

平成28年									平成29年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← ◎広報・ホームページ掲載									→		
← ◎野外焼却に関する相談随時対応									→		

2. 迷惑行為防止アクションプランの進捗状況（平成29年3月末）

◎市民意識の高揚

具体的施策		活動指標	進捗	達成	成果指標	進捗	達成	関係課
(1)	環境保全及び社会的マナーに関する学習を実施する	年間1～3回、1時間の学習を実施	全ての学校で実施した	○	生徒へのアンケートで理解度60%以上	規範意識 小学生：91.5% 中学生：94.5%	○	教育指導室
(2)	小学校4年生を対象に小学生用ワークブックを配布することにより、本市のごみの現状やごみ減量・リサイクルの施策を学習する機会を作る	全小学校4年生に小学校用ワークブックを配布し、活用状況等に関するアンケートを実施する	平成28年4月に全小学校4年生に小学校用ワークブックを配布した。アンケートは平成29年度に実施予定	△	小学生用ワークブックの活用状況等に関するアンケートにおいて、生徒の理解・意識が向上したと回答した学校数7校以上	アンケートは平成29年度に実施予定	△	教育指導室 環境・最終処分場対策課
(3)	小学4年生及び中学1年生に対して交通安全教室（自転車安全運転講習）を開催する	全小・中学校における交通安全教室の実施（各校年1回）	市内全15校の小・中学校に交通安全指導員や警察職員を派遣し、交通安全教室を実施した	○	・小学生：筆記テストを実施し、平均点70点以上 ・中学生：アンケートを実施し、理解度70%以上	アンケート及び筆記テストを実施 ・小学生：平均点及び理解度97.5% ・中学生：平均点及び理解度91.9%	○	教育指導室 安全安心課
(4)	心の教育フェスティバルを開催し、他人を思いやる心や規範意識の向上を図る	年1回開催	11月5日（土）に開催済	○	全国学力学習状況調査の規範意識についての項目の理解度が60%以上、思いやりの項目が75%以上	規範意識 小学生：91.5% 中学生：94.5% 思いやり 小学生：84.6% 中学生：83.8%	○	教育指導室
(5)	迷惑行為についてホームページ及び広報紙に掲載するとともに、大型商業施設、主要駅等で街頭啓発を行い、基本条例の周知徹底を図る	広報に年1回掲載する街頭啓発を年3回実施する	迷惑行為について、ホームページ及び広報に掲載している。自転車の安全運転に関する街頭啓発を年4回行った。	○	アンケートで迷惑行為についての理解度60%以上	迷惑行為に対する理解度を調査するため、平成29年度に行う「第10回まちの姿アンケート」にて調査する。	-	全ての該当課
(6)	少年補導員（市少年相談員）に対し、巡回パトロール時において、落書き行為を見かけた場合、落書き行為は犯罪であることを強く認識させるような適切な声掛け（指導手法）を修得できるよう研修を行う	少年補導員に対する研修を年1回行う	市少年相談員に対し、7月に春日警察署員による研修と、飯塚市役所少年相談センターでの視察研修をそれぞれ1回ずつ実施した。	○	落書き苦情件数を増やさない	平成27年：1件 平成28年：1件	○	安全安心課 公園街路課

具体的施策		活動指標	進捗	達成	成果指標	進捗	達成	関係課
(7)	隣組長会や小学校等で出前講座を実施し、ごみの正しい出し方に関する知識の普及とごみ分別意識の高揚を図る	出前講座「ごみの現状とリサイクル」を年6回実施	隣組長会で1回実施	×	ルールが守られず、未収集となったごみ（袋）の数を減らす	平成27年度：1,734件 平成28年度：1,759件	△	環境・最終処分場対策課
(8)	ごみの正しい分別方法やごみ出し日時を記載した「ごみの正しい出し方」を毎年全戸に配布し、転入者へも配布（外国人には外国語版を配布）することで、ごみ出しルールを広く周知し、ごみ出しマナーの向上を図る	「ごみの正しい出し方」を全戸配布、また、公民館やコミュニティセンターに予備を常備する	「平成29年度ごみの正しい出し方」を広報3月15日号に折込み、全戸配布した。また、公民館・コミュニティセンターにも常備をした。	○	ルールが守られず、未収集となったごみ（袋）の数を減らす	平成27年度：1,734件 平成28年度：1,759件	△	環境・最終処分場対策課
(9)	飼い主のいない動物に無責任に餌を与える行為を減らす	食べ残した餌やふんの後始末をしない等の「無責任な餌やり」をしている人を確認した場合は、餌やりについてのルールやマナーを守るよう指導する。	広報及びHPに記事を掲載し、市民から寄せられた苦情に対しても全て対応を行っている。	○	苦情の数を前年度より減らす	H27年度：23件 H28年度：11件	○	環境・最終処分場対策課
(10)	家庭ごみやせん定枝等の屋外の焼却を減らす	ホームページ及び広報誌で野外焼却禁止の周知を行い、実際に指導を行う場合も、周囲への迷惑を優先して考えてもらうよう指導する	広報11月15日号及び2月1日号に記事を掲載し、野外焼却に関する苦情には、現地確認・指導など適切に対応した。	○	苦情の数を前年度より減らす	平成27年度：18件 平成28年度：30件	×	環境・最終処分場対策課
(11)	実行委員会と御笠川・牛頭川・平野川フェスタを開催し、環境美化意識の向上を図る	チラシを全戸回覧及び市内全小中学校生徒へ配布し、優良事業所等を3件以上訪問して参加を呼びかける	チラシを全戸回覧及び市内全小中学校生徒へ配布を予定通り行った。また、優良事業所等への呼びかけ件数は900件となった。	○	フェスタ参加者に対するアンケートで「よかった」「とてもよかった」が全体の75%以上	とてもよかった 45.5% よかった 47.1% 計 92.6%	○	環境・最終処分場対策課

◎コミュニティ活動の活発化

具体的施策	活動指標	進捗	達成	成果指標	進捗	達成	関係課
(1)	小中学校に環境美化用袋を提供し、子どもたちが拾い集めたごみを収集するなどして、校外美化活動への支援を行う	全15校に呼びかける	市内全15校の児童・生徒に対し、御笠川・牛頭川・平野川フェスタ参加案内チラシを配布した。	○ 毎年1校ずつ実施校を増やす	平成27年度：3校（大野東中・大野小・下大利小） 平成28年度：4校（下大利小・御笠の森小、平野中学校、大野東中学校）	○	環境・最終処分場対策課
(2)	大野城市交通安全指導員が、市内主要交差点において、自転車利用者に対する街頭指導を行う	街頭指導を年4回行う	年4回の交通安全県民運動の時期に合わせて、自転車利用マナーアップの街頭指導を4回実施した。	○ 自転車に関する交通事故件数 対前年比5%減	対前年比14%減 平成27年：121件 平成28年：104件	○	安全安心課
(3)	国・県等の助成制度を活用し、地域防犯ボランティア（団体）による巡回パトロールを継続的に実施する	巡回パトロールを年24回行う（第2・4金曜日）	毎月第2・4金曜日を一斉街頭啓発活動日とし、警察、消防、地域のパトロール隊とともに巡回パトロールを実施した。	○ 犯罪件数対前年比5%減	刑法犯認知件数 対前年比25%減 平成27年：993件 平成28年：741件	○	安全安心課
(4)	地域ボランティア活動について、ホームページ及び広報紙で紹介するとともに、功労のあった団体、個人に対しては、表彰基準に達し次第、迅速に推薦を行う	年1回広報紙に掲載するとともに、表彰を行うことで地域ボランティア活動の拡大を図る	該当なし	—	—	—	全ての該当課
(5)	ボランティアによる環境美化活動を実施する市民や事業所、団体に対して、「まちびか市民運動」としてのグッズを提供し活動支援を行う	まちびか市民運動のPRを2回行う	四王寺山フェスタ・大文字まつり・御笠川フェスタの計3回ブースを設置し、PRを行った。	○ 年間登録者100人以上	平成28年度登録者 団体：1212名 個人：87名 合計：1299名	○	環境・最終処分場対策課

◎迷惑行為防止の仕組みづくり

具体的施策	活動指標	進捗	達成	成果指標	進捗	達成	関係課
(1)	犬のふん放置防止策として一部の地区で実施している「イエローカード作戦」を他の地区でも実施してもらい、ふんの放置を減らす	犬のふん放置看板交付枚数が多い地区に案内を行う	栄町区にイエローカードを案内し、犬のフン放置を発見した際に、随時設置することを依頼した。	○ 実施中の区に対するアンケートによりふん放置件数が前年より減ったという回答を得る	平野台区：かなり減った。 月の浦区：横ばい状態である。オリジナルのものを作成し、使用している。 若草区：横ばいであるが、カードタイプのものは効果がある。 大地区：年々減少している。 栄町区：犬のフンの苦情は減っている。	○	環境・最終処分場対策課
(2)	不法投棄・散乱ごみ監視のため、市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションをパトロールし、不法投棄・散乱ごみを発見した場合は、区及びマンション等の管理会社に連絡し、ごみ出しルールの徹底を指導する	平日に1日1回市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションのパトロールを実施、及び不法投棄多発地区を月2回特別巡回する	平日に1日1回市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションのパトロールをした。 不法投棄多発地区（2箇所）を月2回特別巡回した。	○ 不法投棄通報件数を前年度より減らす	平成27年度：37件 平成28年度：23件	○	環境・最終処分場対策課
(3)	広報、ホームページで自転車駐輪マナーについて啓発を行い、路上放置自転車を発見した場合は、警告シールを貼り、一定期間を経過しても放置されている自転車は撤去する	広報に年1回以上掲載し、警告シール添付から7日以上放置されている自転車をすべて撤去する	広報に一回掲載した。 警告シール添付後、7日以上放置された自転車は全て撤去した。	○ 撤去自転車の数を前年度より減らす	平成27年度：140台 平成28年度：117台	○	建設管理課
(4)	生垣や樹木が道路にはみ出して通行の支障とならないように、適切に管理してもらうよう取り組む	巡回パトロールや通報により判明した樹木等のはみ出し箇所の所有者、管理者へ早急に剪定してもらうよう依頼する	判明した箇所は随時剪定依頼を行った。	○ 樹木等のはみ出しの苦情件数を前年度より減らす	平成27年度：15件 平成28年度：20件	×	建設管理課
(5)	市内のあき地を定期的にパトロールし、雑草が繁茂していることを発見した場合は、適切に管理をしてもらうよう取り組む	市内のあき地について年2回パトロールを実施し、適切に管理されていない所有者、管理者に対し通知を行う	以下を実施済み 第1回：7月パトロール（調査）、8月通知 第2回：12月パトロール（調査）、1月通知	○ あき地に関する苦情件数を前年度より減らす。	対前年比41%増 平成27年：51件 平成28年：72件	×	安全安心課

◎迷惑行為防止の環境整備

具体的施策		活動指標	進捗	達成	成果指標	進捗	達成	関係課
(1)	犬のふんの放置で迷惑している市民にふん放置禁止看板の無料配布を行う	フン放置禁止看板を希望者に配布する	申請者に対し、看板の交付を行った。 ・平成28年度 申請：39件、配布：96枚		苦情の数を前年度より減らす	平成27年度：30件 平成28年度：8件	○	環境・最終処分場対策課
(2)	市内の自転車等置場内とその周辺の整理、管理を行い、市営自転車等置場の適切な運営を行う	市内の自転車等置場内の整理を行う。また、主要駅周辺の6箇所において、平日朝の通勤時間帯の2～3時間、利用者に対し案内及び指導を行う	自転車置場内の整理、駅周辺における案内及び指導を継続して行った。	○	駐輪場に関する苦情を増やさない	平成27年度：4件 平成28年度：1件	○	建設管理課
(3)	家庭用電化製品等の不法投棄が多い所に「不法投棄禁止看板」を設置する	不法投棄多発地域を月2回特別巡回し、不法投棄禁止看板を速やかに設置する	不法投棄多発地区（2箇所）を月2回特別巡回した。 また、看板は5つ設置した。	○	不法投棄発生件数を前年度より減らす	【建設】 平成27年度：119件 平成28年度：107件 【公園】 平成27年度：1件 平成28年度：3件 【廃棄物】 平成27年度：13件 平成28年度：11件	○ ・ × ・ ○	建設管理課 公園街路課 環境・最終処分場対策課
(4)	西鉄連続立体交差事業の高架下や周辺の土地利用計画が具体化した時点で、自転車の放置禁止区域の範囲を決定して指定を行う	高架下、周辺土地利用計画の進捗状況を把握し、計画が具体化した時点で速やかに放置禁止区域の指定を行う	進捗なし。		現時点でなし	-		建設管理課